

介護保険のご案内

介護保険とは・・・

第1号被保険者と第2号被保険者（特別疾病に該当する者）が要介護・要支援状態になった場合に、保険給付という形で各保険者である市区町村がサービスを提供するシステムです。

要介護認定（要介護や要支援などのサービスを受けられるかどうかの認定）を受けることで、その度合いにしたがった給付の限度額内の様々なサービスを受けることができます。



■要介護認定

申請を受けた市区町村が、訪問調査や掛かりつけ医の意見書などに心身の状況等を加え、介護・支援が必要であるかどうかの判断をするシステム。1次判定と2次判定があり、前者は前述の訪問調査や意見書等から、後者は1次判定の結果をもって介護保険審査会が判定をするもの。

要介護認定によって受けられる介護保険サービス

訪問サービス

自宅等で訪問により介護や医療によるサービスを受けるもの

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護
訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

通所サービス

通所介護の施設に通って受けるサービス

通所介護
通所リハビリテーション

短期間施設を利用するサービス

短期間、施設に入所・入院するショートステイと痴呆性高齢者に対応する施設に入居して受けるサービス

短期入所生活介護・短期入所療養介護
痴呆対応型共同生活介護
特定施設入所者生活介護

在宅介護の環境を整えるサービス

自宅で自立した生活を続けるために福祉用具の貸与を受け、または購入するもの

福祉用具貸与
福祉用具購入費の支給
住宅改修費の支給

施設入所サービス

要介護1以上に認定された人が施設に入所・入院可能であり、自宅等では自立した生活が困難な人のために、福祉・保健・医療の3種類の施設がある。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設（療養病床等）

おもいやり
グループが担う
業務領域

介護保険サービスのご利用手続き

